

過労死対策

過労死等防止対策推進法が成立

「過労死等防止対策推進法案」が六月二〇日、参議院本会議で可決され、成立した。過労死等の防止に向けた対策の効果的な推進を国の責務と定め、大綱の策定や年次報告の提出、過労死等防止対策推進協議会の設置（厚生労働省内）、過労死等防止啓発月間（一月）の設定などを求めたもの。公布（二七日）から六カ月以内に、政令で定める日から施行される。

過労死等の防止に向け 国の責務を規定

「過労死等防止対策推進法」は「近年我が国において過労死等が多発し大きな社会問題となっていること、本人はもとよりその遺族・家族のみならず社会にとっても大きな損失であること」に鑑み、「過労死等に関する調査研究等について定めることにより、その防止のための対策を推進し、もって過労死等がなく仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けられる社会の実現に寄与すること」を目的に制定された（第一条関係）。

同法では、過労死等を「業務における過重な負荷による脳血管疾患もしくは心臓疾患を原因とする死亡、もしくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡、またはこれらの脳血管疾患もしくは心

臓疾患もしくは精神障害をいう」と幅広くに定義（第二条関係）。そのうえで、過労死等を防止するための対策を効果的に推進することを「国の責務」（地方公共団体には国と協力する努力義務、事業主は対策に協力する努力義務、国民には過労死等を防止する重要性を自覚し関心と理解を深める努力義務）と定め（第四条関係）、①過労死等の防止のための対策に関する大綱の策定

（第七条関係）、②過労死等の概要および政府が講じた施策の状況に関する年次報告書の提出（第六条関係）、③厚生労働省内における過労死等防止対策推進協議会（委員二〇人以上で組織）の設置（第一二・一三条関係）、④過労死等防止啓発月間（一月）の設定（第五条関係）——などを規定した。

また、過労死等を防止するための対策として、⑤過労死等に関する調査研究等（調査研究、情報収集、整理、分析および提供）の実施（第八条関係）、⑥教育活動、広報活動等を通じた過労死等の防止の重要性に係る啓発（第九条関係）、⑦適切な対処を行う体制の整備等（過労死等の恐れがある者やその親族等の相談機会、産業界その他の過労死等の相談に応じる者に対する研修機会の確保等）（第一〇条関係）、⑧過労死等の防止に関する民間団体の活動に対する支援（第一一条関係）⑨調

査研究等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、過労死等の防止に必要な法制上・財政上の措置（第一四条関係）——などを求めた。

なお、調査研究等を行うに当たっては、「過労死等が生じる背景等を総合的に把握する観点から、業務で過重な負荷または強い心理的負荷を受けたことに関連する死亡・傷病について、事業を営む個人や法人の役員等に係るものを含めて広く対象とする」ことを明記した。また、同法の施行後三年を目途とし、施行状況等を勘案して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるとする、見直し規定も盛り込まれた。

超党派議連の主導で 全会一致で成立

過労死等問題をめぐっては、「過労死防止基本法制定を目指す超党派議員連盟（代表世話人 馳浩・自民党衆議院議員）が昨年一二月に法案提出を決議。「過労死防止基本法案」が、野党六党の共同提案の形で第一八五回国会（臨時）に提出されたものの、与党内での調整等が間に合わずに、継続審議とされた経緯がある。こうしたなか、自民党の雇用問題調査会に「過労死等防止に関するワーキングチーム（WT）」が

するヒアリングを交えた八回にわたる議論を経て「過労死等防止対策推進法案（超党派案）がまとめられた。先の野党案に差し替える形で第一八六回国会（常会）での審議に至り、両院の厚生労働委員会（衆議院五月二三日、参議院六月一九日）とも全会派一致で、可決される運びとなった。

この間、全国過労死を考える家族の会等の働き掛けで「過労死防止基本法制定を目指す超党派議員連盟」の会員数が一二五人まで増え、また、「過労死防止基本法の制定を求める意見書」を採択した自治体も、一〇道府県議会を含む全国一二〇地方議会を数えたことなどが、成立を後押しした。

成立に際し開かれた記者会見では、「過労死防止基本法制定実行委員会」の森岡孝二・委員長（関西大学名誉教授）が「この法律の最大の意義は、過労死等の防止が初めて国の責務として定められ、その調査研究、啓発、相談体制の整備、民間団体の活動支援などが盛り込まれた点。過労死等の防止を国民的な課題とする新たなステップが踏み出された」などと強調した。また、全国過労死を考える家族の会からは「息子や娘を失った親としてはあと一〇年早く出来ていればとの気持ちもあるが、健康的に働ける日本にすべく法律に魂を入れる活動をこれからも頑張りたい」などとする思いが表明された。（調査・解析部）